

平成26年度に実施した個別指導において
保険医療機関（歯科）に改善を求めた主な
指摘事項

関東信越厚生局
平成28年7月

I 診療に係る事項

1. 診療録等

(1) 診療録

- 診療録は患者の病状経過等を記録しておく重要なものであり、診療報酬請求の根拠となることを十分に認識し、保険診療に関する必要事項（病状、経過など）は、遅滞なく正確に記載するとともに内容の充実に努めること。
- 保険医は「保険医療機関及び保険医療費担当規則」等の諸規則を十分に理解し、適正な保険診療に努めること。

(2) 診療録の記載内容

- 診療録の第1面の記載事項（主訴、傷病名、歯式、口腔内所見、開始、終了、転帰等）は的確に記載すること。
- 診療録の第2面の記載事項（症状、所見、検査結果、治療方針、処置内容、指導内容等）は的確に記載すること。
- 診療録の記載は、診療行為の手順に沿って正確に記載すること。
- 診療録の不適切な記載（鉛筆による記載、行間を空けた記載、欄外への記載、療法・処置記載欄への一行複数段の記載、判読困難な記載、独自の略称の使用、塗りつぶし・修正液・上書きによる訂正）を行わないこと。
- 同一患者を複数の歯科医師が担当する場合には、責任の所在を明確にするために診療の都度、診療録に署名又は記名押印を行うこと。
- OA機器にて診療録を作成する場合は、診療の都度診療内容を確認し、署名又は記名押印を行うこと。
- OA機器による診療録の作成が診療の都度行われていないものが見られる。
- 保険診療から自費診療へ移行した旨の記載がないものが見られる。

2. 基本診療料

(1) 初・再診料

- 再診相当であるものについて、初診料で算定している例が認められたので改めること。

3. 特掲診療料

(1) 医学管理等

- 医学管理について、保険請求の根拠となるべき具体的記述や、必要事項（管理内容等）の記載が充実していない例が認められたので改めること。
また、患者への文書提供が算定要件となっているものについては、患者への文書提供を的確に行うとともに診療録へその写しを添付すること。

① 歯科疾患管理料

- 歯科疾患管理料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 管理内容の要点の診療録への記載が画一的である。
 - ・ 2回目以降の歯科疾患管理料について、管理計画書を提供しない場合に診療録に治療計画等の要点が記載されていない。
 - ・ 患者に提供する文書が所定の様式に準じていない。
 - ・ 管理計画書の作成、文書提供が行われていない。
 - ・ 管理計画書又は継続管理計画書の内容が不十分である。
 - ・ 患者又はその家族が記入する歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況及び患者の基本状況を患者又はその家族が記入していない。
 - ・ 管理計画書の写しが診療録に添付されていない。

② 歯科衛生実地指導料

- 歯科衛生実地指導料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 歯科衛生士に対する歯科医師の指示内容等の要点が診療録に記載されていない。
 - ・ 歯科衛生士業務記録簿の記載が不備なものが見られる。(プラークの付着状況の結果等)

③ 義歯管理料

- 義歯管理料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 新製有床義歯管理料において、情報提供文書の内容(欠損の状態、指導内容、保存・清掃方法等の要点)が不十分である。
 - ・ 新製有床義歯管理料において、患者に交付した文書の写しが診療録に添付されていない。

④ 有床義歯管理料

- 有床義歯管理料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 診療録に調整方法・調整部位等に係る記載がない。
 - ・ 診療の記載(調整方法、調整部位及び義歯にかかる指導内容の要点)が不十分である。

(2) 在宅医療

① 歯科訪問診療料

- 歯科訪問診療を行うにあたっては、「歯科訪問診療における基本的な考え方」(平成16年日本歯科医学会)を参考に適切に行うこと。
- 歯科訪問診療を行う場合は、当該患者の症状に基づいた訪問診療の計画を定め診療録に記載するとともに、その計画及び費用等について患者又はその家族等に対して十分に説明を行うこと。
- 歯科訪問診療を行った場合には、開始時刻、終了時刻を適切に管理し、診療録に記載すること。

② 訪問歯科衛生指導料

- 歯科衛生士に対する歯科医師の指示の内容の要点が診療録に記載されてい

い、又は不十分。

○ 訪問歯科衛生指導において、患者又は家族等に文書を提供していない。

(3) 検査

○ 下記の検査を算定するにあたり、診療録に検査結果の記載が不十分なものが認められたので改めること。

- ・ 電氣的根管長測定検査
- ・ 細菌簡易培養検査

○ 歯周基本検査の算定において、不適切な例が認められたので改めること。

- ・ 算定要件を満たさない歯周基本検査（歯の動揺度検査、EPP）

○ 歯周精密検査において、算定要件を満たさない例が認められたので改めること。（プロービング時の出血の有無、歯の動揺度検査及びプラークチャート）

○ 平行測定（5歯以下）の算定において、不適切な例が認められたので改めること。

- ・ 計測結果が診療録に記載されていない。

○ 平行測定（6歯以上）の算定において、不適切な例が認められたので改めること。

- ・ 模型が保管されていない。

(4) 画像診断

○ 画像診断を算定する場合は、診療録への所見記載を充実させること。また、エックス線写真は適切に保管すること。

○ エックス線撮影において、不適切な例が認められたので改めること。

- ・ 不鮮明なもの、治療に必要な部位が撮影されていない。

(5) 投薬等

○ 投薬にあたっては、その必要性を十分に考慮した上で、適応、用法、用量等の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律承認事項を順守して使用すること。

○ 投薬の算定において、診療録に投薬の服用方法の記載がないものが見られる。

○ 薬剤情報提供料の提供文書について、相互作用の記載が不十分なものが見られる。

○ 投薬において、患者の服薬状況及び薬剤服用歴の確認を行わず投与されている例が認められた。

(6) 歯周治療

○ 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。

- ・ 歯周基本治療と併行して行われた歯冠修復、欠損補綴が認められた。

○ 歯周病に係る症状、所見等の診療録記載を充実させ、診断根拠や治療方針を明確にすること。

○ 歯周基本検査の結果を的確に診療録に記載すること。

○ 治療の判断、治療計画の修正等を的確に行うこと。

(7) リハビリテーション

- 歯科口腔リハビリテーション料1
 - ・ 「有床義歯の場合」について、診療録に調整方法、調整部位、義歯に係る指導内容に係る記載がない、又は不十分なものが認められた。

(8) 処置等

- 感染根管処置の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 根管充填後に歯科エックス線撮影で機密な根管充填が行われていることを確認していない加圧根管充填加算。
- 歯周基本治療処置において、診療録に使用薬剤名の記載がない例が認められたので改めること。
- 検査結果等から判断して必要性に乏しい歯周基本治療の例が認められた。
- 機械的歯面清掃処置について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の氏名が診療録に記載されていない。
- 床副子調整において、診療録に調整部位及び方法等の記載がない、又は乏しい。

(9) 手術

- 手術における術式、所見、症状経過、使用薬剤、予後等の診療録記載の充実を図ること。
- 口腔内消炎手術を実施した場合の算定において、手術内容の要点に関する診療録の記載が不備なものが見られた。

(10) 麻酔

- 麻酔において、使用薬剤及び使用量の記載がない。

(11) 歯冠修復及び欠損補綴

- 補綴時診断の算定において、診療録に製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点の記載がない、又は乏しい。
- クラウン・ブリッジ維持管理料の算定にあたり、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 患者へ文書を交付していない。
 - ・ 提供した文書の写しが診療録に添付していない。
- 有床義歯修理において、診療録へ修理部位、修理方法及び使用材料の記載がない、又は不十分な例が認められた。
- 歯科技工指示書について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 使用材料・発行年月日の記載がない。
- 印象において、使用材料の記載がないものが見られる。

4. 保険外診療

- 保険診療から保険外診療（自費）に移行した場合には、その旨を診療録に記載すること。
- 保険外診療に係る診療録は、保険診療用とは別に作成すること。

Ⅱ 事務的取扱いに係る事項等

1. 事務的取扱いに係る事項

- 届出事項の変更届について、適切に行っていない例が認められたので改めること。事項に変更があった場合には、速やかに関東信越厚生局各事務所に届出事項の変更届を提出すること。
 - ・ 診療時間、診療科目、診療日の変更
 - ・ 保険医等の異動（常勤及び非常勤）
 - ・ 保険外併用療養費に関する事項
- 厚生労働大臣が定める掲示事項（施設基準の届出事項）について、適切に行うこと。
- 一部負担金の取扱いにおいて、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 徴収すべき者から徴収していない。
- 領収証の発行について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を交付していない。